

平成28年度

**介護予防・日常生活支援総合事業
(総合事業) 説明会**

日時 平成29年1月27日(金)13:30～
場所 つがる市役所3階会議室

つがる市福祉部介護課

つがる市の状況

つがる市介護課調べ(推計値は人口問題研究所データ、今後変動あり)

	平成17年	平成27年	平成37年推計値
総人口(人)	40,091	34,616	29,565
高齢者人口(人)	11,038	11,686	11,630
総人口に占める高齢者割合(%)	27.5	33.8	39.3
後期高齢者人口(人)[再計]	5,322	6,711	6,834
総世帯数(世帯)	11,470	11,330	—
高齢者独居世帯数(世帯)[再計]	1,004	1,340	—
要介護認定認定者(人)	1,918	2,334	—

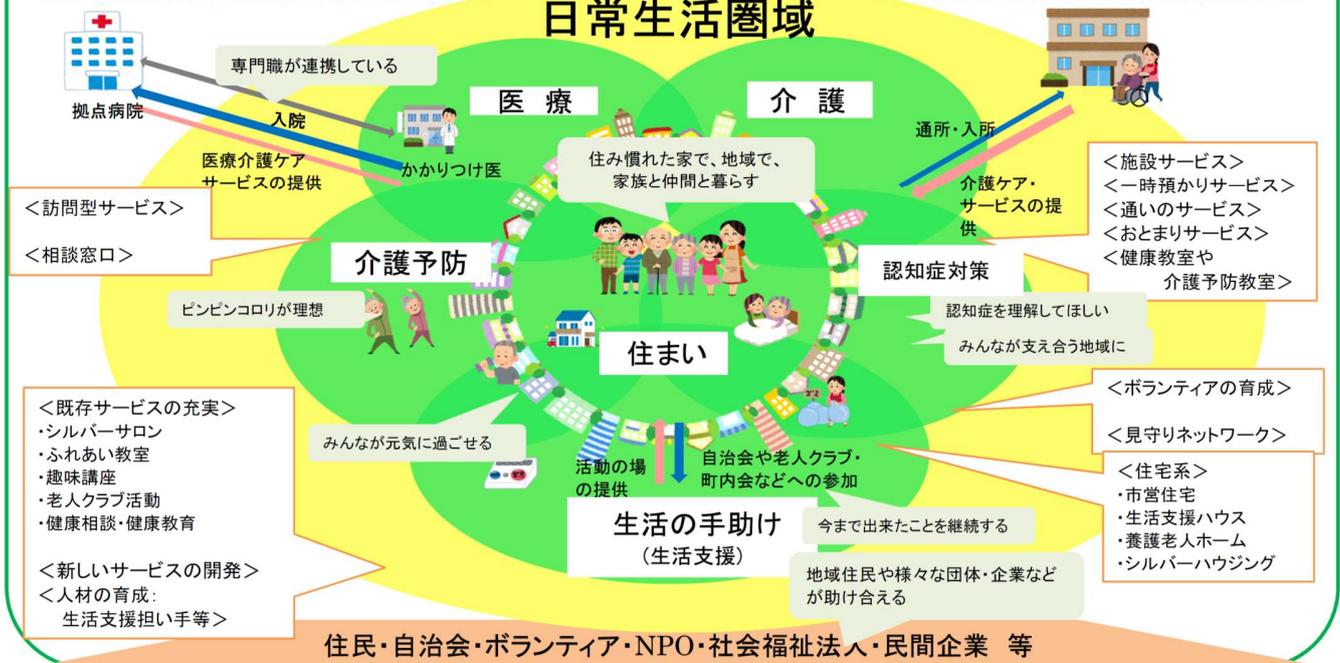
つがる市地域包括ケアシステム

～高齢者一人ひとりが、住み慣れたつがる市で元気に過ごし、安心して老いられる地域を目指して～

- 【基本理念】市民 ～ 高齢者一人ひとりが、明るく、元気で、その人らしくいきいきと暮らします
 関係者 ～ 元気な高齢者づくりと安心して老いられる地域づくりを目指します
- 【基本目標】高齢者の社会参加を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う体制づくり
- 【基本方針】高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、
 生活支援・介護予防・住まい・医療・介護・認知症支援を充実する



日常生活圏域

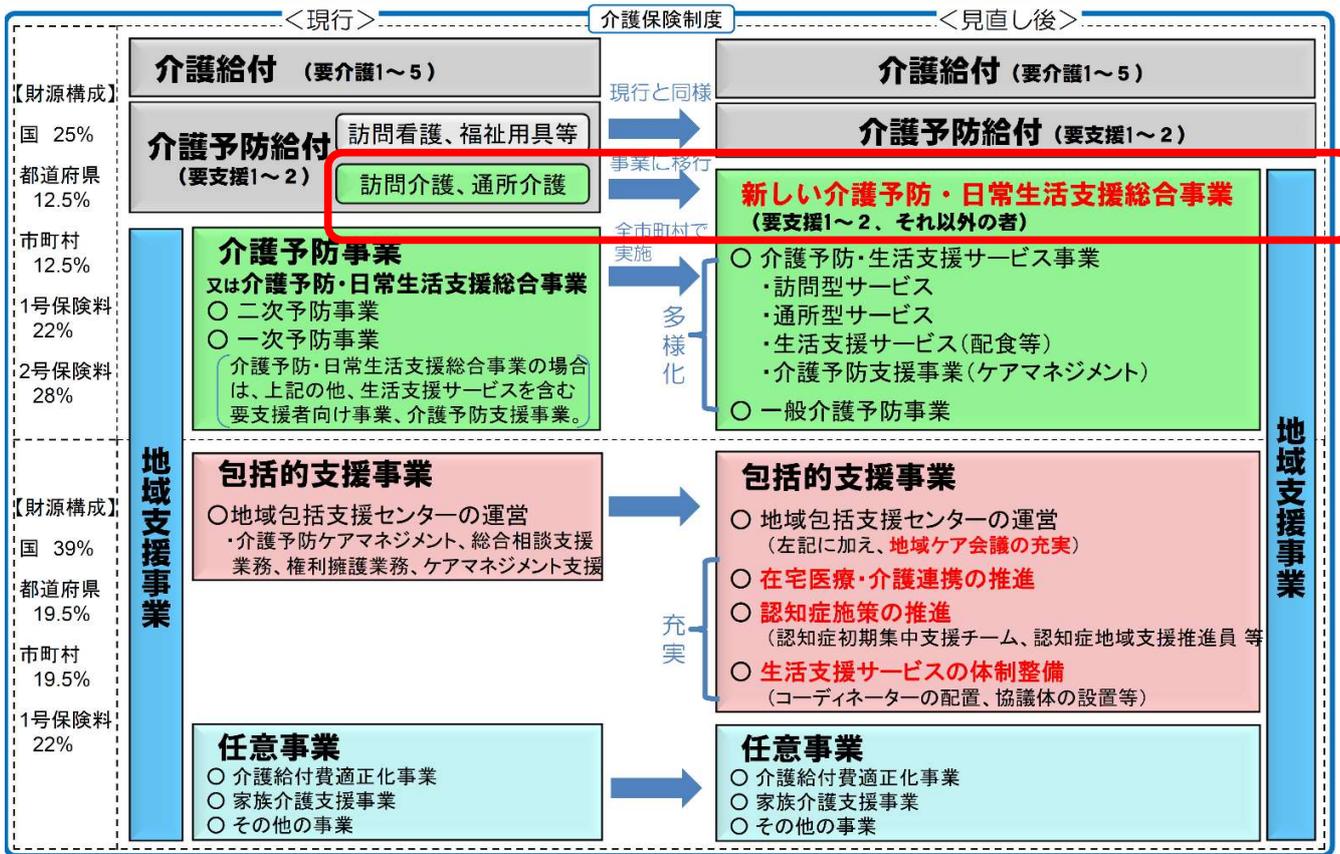


総合事業で変わること

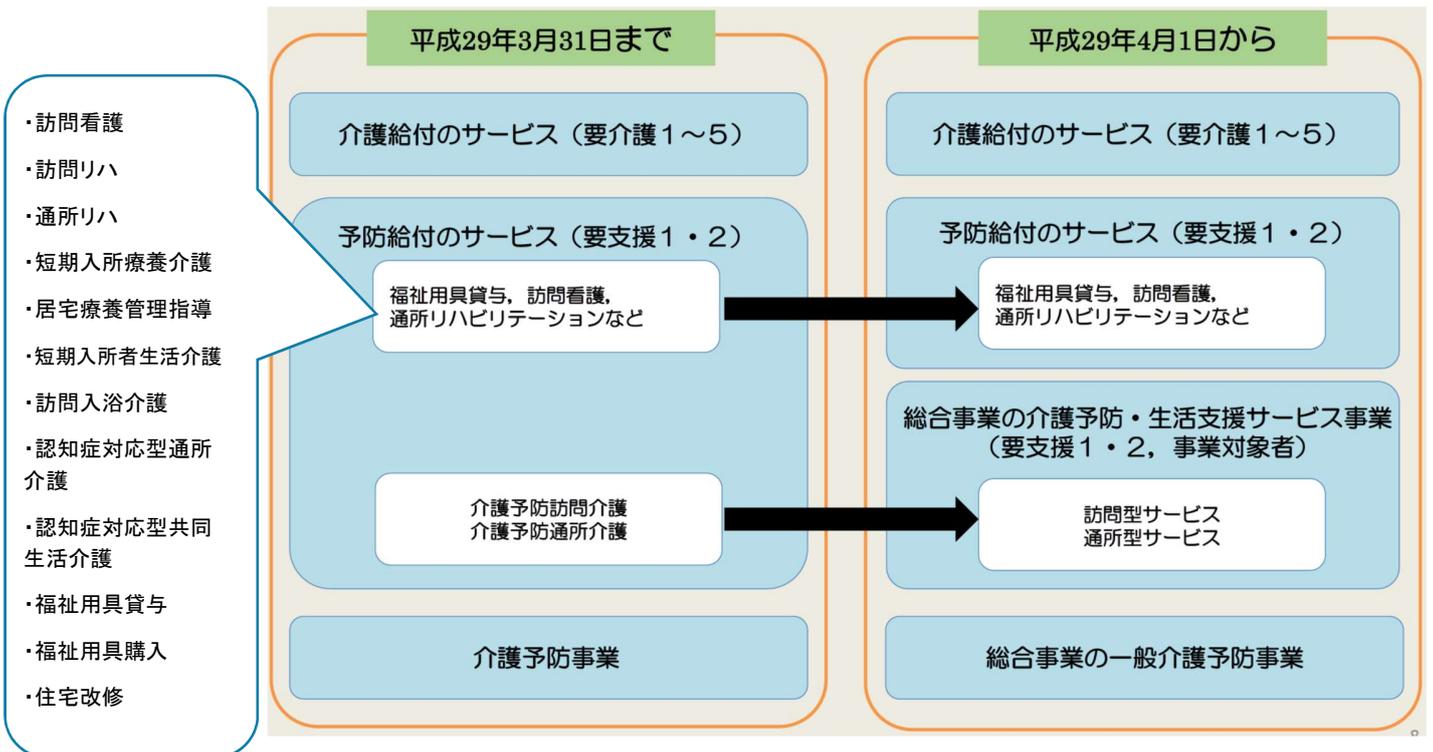
平成29年4月1日から

- ・要支援者の介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、介護予防給付から総合事業に移行します。
- ・要支援者の介護認定更新時に順次、総合事業に切り替わります。
- ・総合事業対象者の区分支給限度額は、原則5,003単位となります。
- ・総合事業に対応するサービスコードを設定します。(請求時のコードが変わります。)

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



つがる市の総合事業への移行について

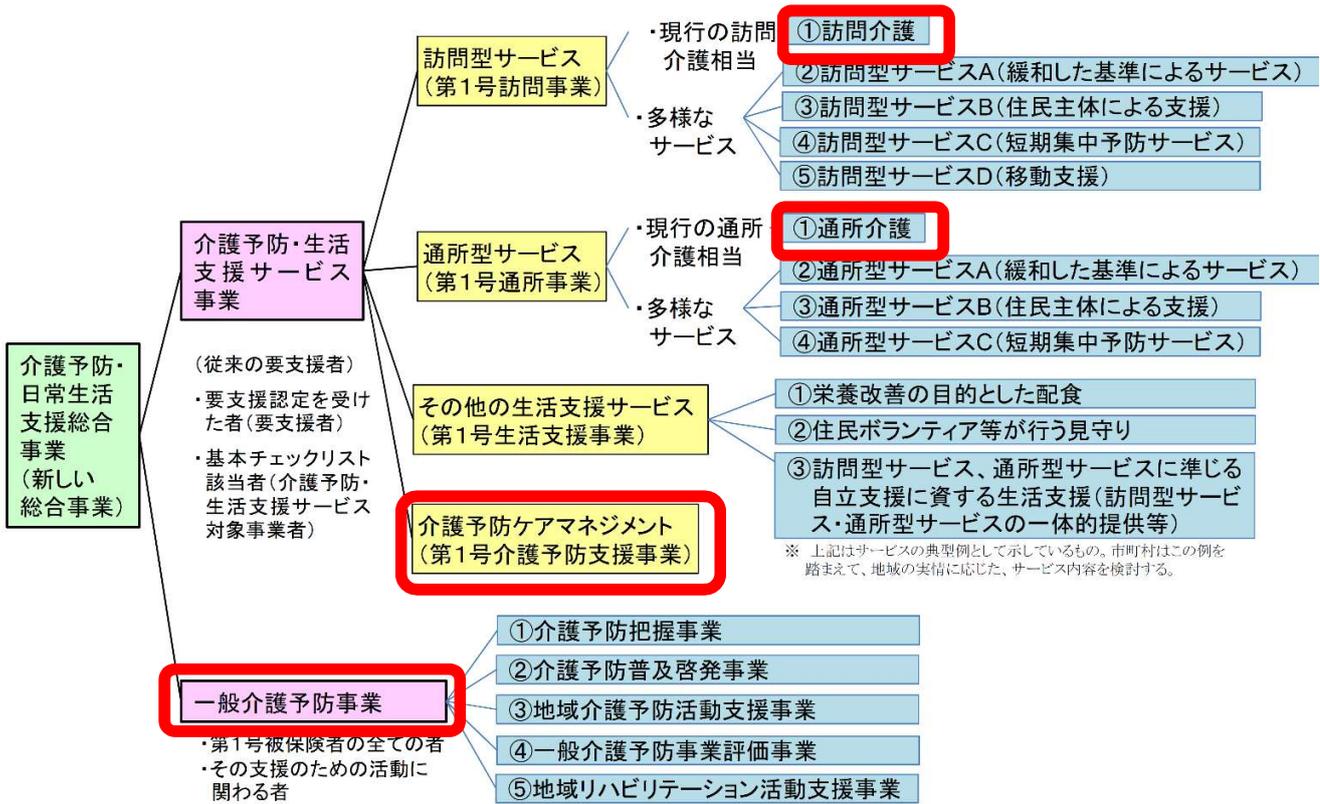


つがる市の総合事業への移行方針等

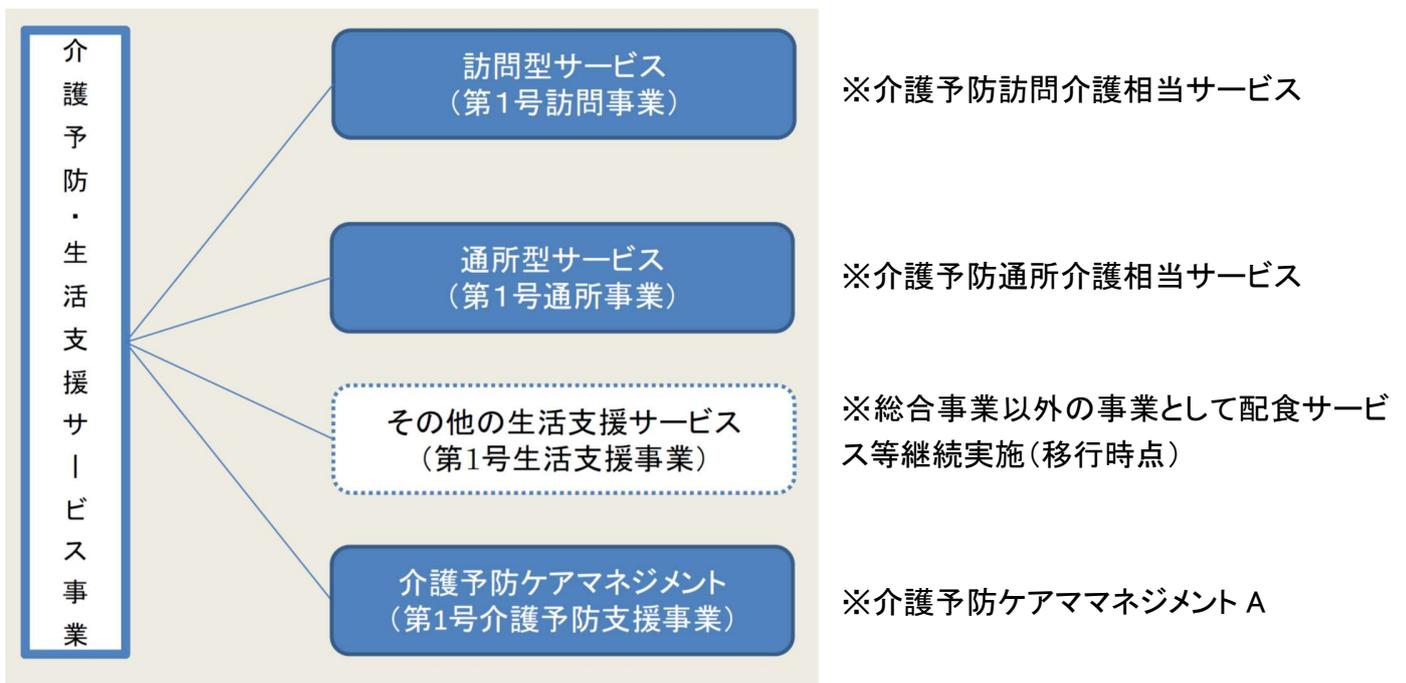
1.総合事業への移行時期	平成29年4月1日
2.事業の目的	総合事業は、地域づくりという観点から、地域の実情に応じた多様なサービスを提供し、元気な高齢者を増やすことを目指します。
3.総合事業への移行にあたっての考え方	最初は最低限の移行から始め(移行条件クリア段階)、協議体での検討を経て、徐々に多様なサービスの提供を目指します(サービス充実段階)。 事業移行が目的ではなく、平成37年度の(成熟段階)に向けて段階的に介護予防サービスの充実を図ることとします。
4.事業の種類、内容、事業者指定等	以下のとおり

サービスの種類	利用者負担	費用額	サービス内容	事業者指定等
現行の予防訪問介護相当サービス	1割 (一定以上2割)	国の基準による	現行の予防訪問介護サービス	訪問介護、通所介護事業所 ・H27.3.31 以前に指定 →みなし指定(指定申請不要)
現行の予防通所介護相当サービス			現行の予防通所介護サービス	・H27.4.1 以降に指定 →指定申請必要
その他の生活支援サービス	今後、協議体で検討			
介護予防ケアマネジメントA(現行)	無料	国の基準による	介護予防ケアプラン作成等	地域包括支援センターが実施、ただし、業務の一部を居宅介護事業所に委託することが可能
一般介護予防事業	原則無料 (一部負担の場合あり)		介護予防普及啓発事業	地域包括支援センターを中心に実施予定
	未定		その他の事業	未定

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



つがる市の総合事業の構成



介護予防・生活支援サービス事業の対象者

●介護予防・生活支援サービス事業の対象者

・**要支援認定者** ※平成29年4月1日に一斉に切り替わるのではなく、要支援者の更新時に順次、総合事業に切り替わります。

→総合事業と予防給付の両方が存在する。

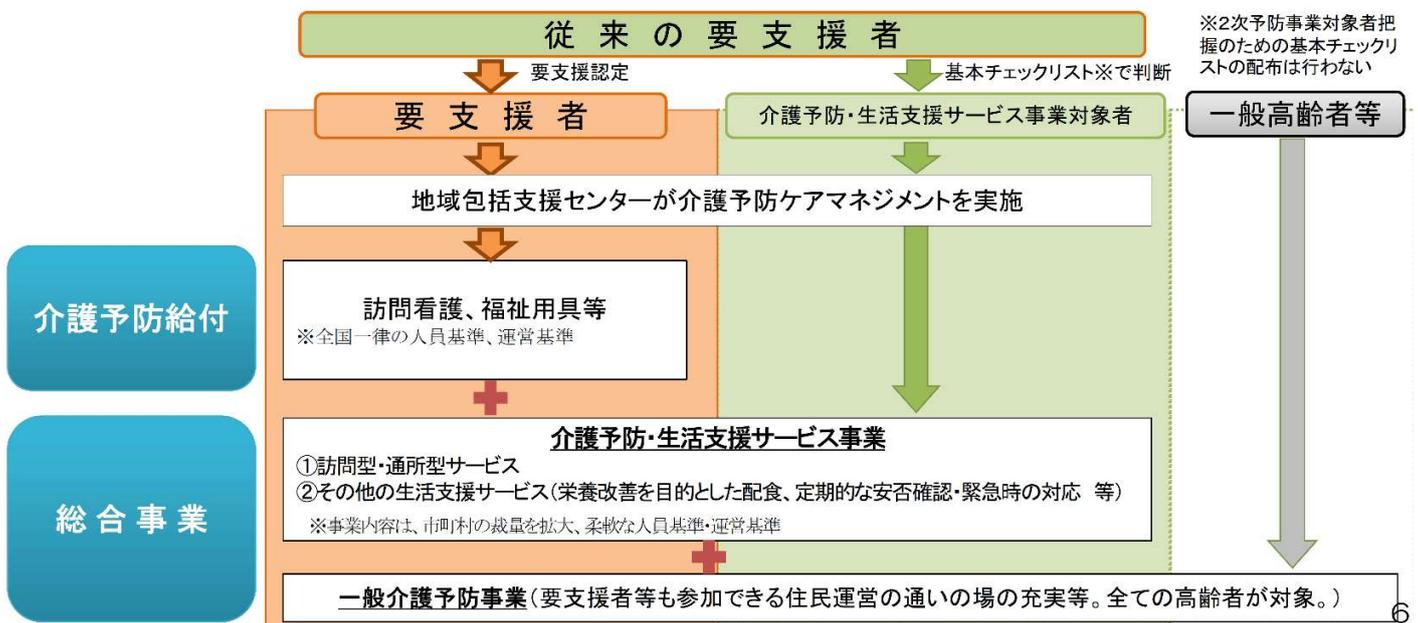
→平成30年3月31日に全てが総合事業に移行完了。

・**基本チェックリスト該当者(事業対象者)**

※第1号被保険者(65歳以上)に限ります。

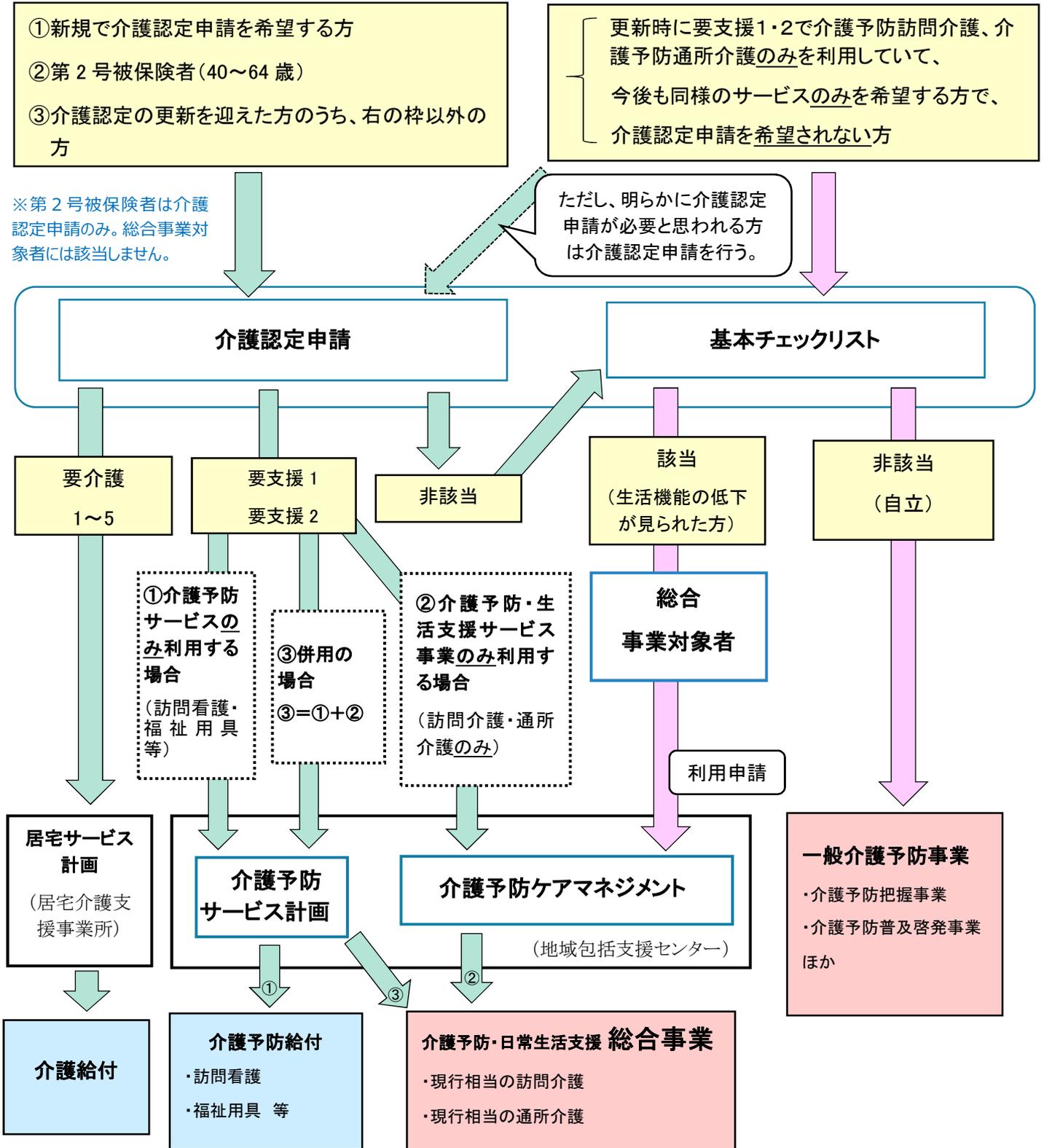
第2号被保険者(40～64歳)は介護認定申請のみ。

総合事業の概要



相談からサービス利用までの流れ

「介護認定申請」……要介護・要支援認定申請



相談からサービス利用までの流れ

●新規申請の場合

※現行どおり介護認定申請を行う。

●更新申請の場合(要支援1・2の更新)

◆介護認定申請を希望される場合、介護認定更新申請を現行どおり行う。

- ◆
 - ①現在、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用して
 - ②今後も同様のサービスのみを希望する方で
 - ③介護認定申請を希望されない方の場合
- ▶ 基本チェックリストを実施し、該当者は総合事業を利用する。

※ただし、明らかに介護認定申請が必要と思われる方は介護認定申請を行う。

●介護認定申請にて非該当となった場合

※現在と同様に状況やご本人の希望の確認を行い、基本チェックリストの実施を希望され、かつサービスの利用が必要と判断された場合は、基本チェックリストを実施し、該当者は総合事業を利用する。

基本チェックリストによる総合事業対象者のサービス利用について

- ①基本チェックリストの実施【包括、在介、居宅、市役所介護課】
- ②該当の場合
 - ・総合事業利用申請書に記入し、基本チェックリストを添えて介護課に提出。
後日、総合事業利用決定(却下)通知書を送付する。
 - ・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を介護課に提出する。(介護課で受理、総合事業対象者登録)
- ③被保険者証の発行 ※負担割合証も併せて交付。
- ④介護予防ケアマネジメント
- ⑤サービス利用

総合事業対象者の被保険者証

「事業対象者」と印字

基本チェックリストの実施日

介護保険被保険者証		事業対象者		内容		期間	
番号		認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 29 年 5 月 11 日	開始年月日		終了年月日	
住所		認定の有効期間	～	終了年月日		開始年月日	
フリガナ		区分支給限度基準額		終了年月日		開始年月日	
氏名		居宅サービス等	1月当たり	終了年月日		開始年月日	
生年月日	年 月 日(性別)	(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類	種類	種類	種類
交付年月日	年 月 日	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		名称	名称	名称	名称
保険者番号並びに保険者の名称及び印	022095 つがる市			種類	種類	種類	種類

事業対象者の有効期間は無し

つがる市地域包括支援センター
届出年月日 ○年○月○日

介護予防ケアマネジメント依頼届出

※サービス提供を開始する際には、必ず介護保険被保険者証をご確認ください。
 ※総合事業対象者は、介護予防サービスを利用できないので、ご注意ください。
 ※サービスを利用するためには、「基本チェックリスト」と「介護予防ケアマネジメント」の両方が必要です。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

通所型サービス

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○「多様なサービス」の利用が難しいケース</p> <p>○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース</p> <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		<p>・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で実施</p>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

総合事業における単価と請求方法

現行の介護予防訪問(通所)介護に相当するサービスは請求も現行と同じ

- ◆現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の内容を総合事業のサービスとして実施するものであり、単価及び請求の方法に変更はありません。
- ◆費用の1割(一定以上の所得の方は2割)を利用者から徴収し、国民健康保険団体連合会経由で請求することに変更はありません。
- ◆ただし、サービスコードは総合事業専用のコードとなりますので、平成29年4月利用分から新コードで請求してください(次ページ参照)。

単価・加算の要件も現行と同じ(1か月当たりの包括単位)

サービス種類	対象	単位	
訪問型サービス費Ⅰ	要支援1・2、事業対象者	週1回程度	1,168 単位/月
訪問型サービス費Ⅱ	要支援1・2、事業対象者	週2回程度	2,335 単位/月
訪問型サービス費Ⅲ	要支援2	週2回程度超	3,704 単位/月
通所型サービス費Ⅰ	要支援1、事業対象者	週1回程度	1,647 単位/月
通所型サービス費Ⅱ	要支援2	週2回程度	3,377 単位/月
介護予防ケアマネジメント	要支援1・2、事業対象者		430 単位/月
介護予防ケア初回加算			300 単位/月

・平成29年度は、総合事業への移行のため、予防給付の方と総合事業の方が混在します。

例：要支援の有効期間開始日が平成29年4月1日以前の方については、その有効期限が終了するまでは予防給付となります。

・総合事業の現行サービスについては、予防給付と同様の報酬基準(加算を含む)にしています。

次の場合は、初回加算の算定を行うことはできません。

- ・総合事業への移行前に予防給付を受けていた方が、要支援の認定有効期間が満了した翌月から、基本チェックリストによる事業対象者として総合事業のサービスを利用した場合。
- ・基本チェックリストによる事業対象者が、新たに要支援の認定を受けて、予防給付のサービスを利用することとなった場合。

総合事業におけるサービスコード

●訪問型サービス

介護予防訪問介護の61から、訪問型現行相当サービスのA1またはA2に

	サービスコード種類
訪問型 現行相当サービス(みなし指定事業者)	A1
訪問型 現行相当サービス(みなし指定無し)	A2

●通所型サービス

介護予防通所介護の65から、通所型現行相当サービスのA5またはA6に

	サービスコード種類
通所型 現行相当サービス(みなし指定事業者)	A5
通所型 現行相当サービス(みなし指定無し)	A6

●介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

	サービスコード種類
予防給付のサービスを利用又は予防給付と総合事業のサービスを利用した場合	46
介護予防ケアマネジメント(総合事業のサービスのみ利用した場合)	AF

※ケアマネジメントに係るサービスコードは、利用者がその月に利用した内容によって変わります。

介護予防ケアマネジメント

●基本方針

- ①本人の状況、置かれている環境等に応じて、本人の選択と理解に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるように支援を行うこと
- ②要介護状態になることを防ぐとともに、要支援・要介護になった場合もその悪化をできる限り防ぐために、地域における自立した日常生活を送れるように支援すること
- ③本人の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけでなく、地域での生きがいや役割を持って生活できるように、地域活動への参加を促すこと

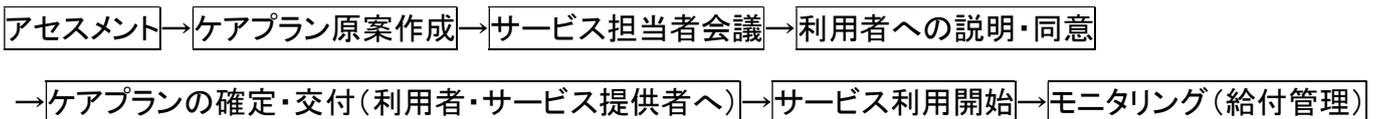
利用者区分	支給限度額	ケアマネジメント費	サービス利用パターン例
事業対象者	5,003単位(*)	介護予防ケアマネジメント費	総合事業のみ
要支援1	5,003単位	介護予防支援費(現行と同様)	予防給付のみ
		介護予防ケアマネジメント費	総合事業のみ
要支援2	10,473単位	介護予防支援費(現行と同様)	予防給付のみ
		介護予防ケアマネジメント費	総合事業のみ

(*)例えば、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるようなケース等においては上限10,473単位(現行の要支援2相当)まで可能(申請必要)。

●介護予防ケアマネジメントの種類

移行時点では、訪問型・通所型ともに専門サービス(現行相当サービス)のみの実施となるため、国が例示する介護予防ケアマネジメントとしては、「原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)」のみ実施

ケアマネジメントA



●介護予防ケアマネジメントの実施

原則、地域包括支援センターが実施

(一部を地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託可)

総合事業の指定事業者

市内の事業者で、平成 29 年 4 月から総合事業のサービス(現行相当サービス)を提供し、事業費を受けるには、市から指定を受ける必要があります。

区分	内容	指定手続き	指定期間
みなし指定事業者	平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業者で、みなし指定を受けない旨の申し出をしていない事業者	不要	平成 30 年 3 月 31 日
上記以外の事業者	①平成 27 年 4 月 1 日以降に予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業者 ②既にみなし指定を受けない旨の申し出を提出した事業者 ③現在指定を受けていない事業者	必要	平成 29 年 4 月 1 日以降の指定日から 6 年間

※みなし指定は全国一律に有効であるため、有効期間内であれば、他市町村の被保険者に総合事業のサービスを提供することができます。みなし指定終了後の更新に伴う指定は、つがる市内でのみ効力を生じません。

(例)つがる市に住所のある事業所が、五所川原市の被保険者に総合事業のサービスを提供する。

みなし指定期間中:手続き不要でサービス提供可

みなし指定終了後:五所川原市に総合事業の事業所の指定申請をし、指定を受ける

定款等の変更について

定款等の変更について(訪問介護・通所介護)

総合事業と、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護とは別の事業となるため、定款等の一部文言を変更する必要があります。

(1) サービス名称の変更

介護予防訪問介護→第1号訪問事業

介護予防通所介護→第1号通所事業

(2) 定款等の記載例

「介護保険法に基づく介護予防訪問介護および第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく介護予防通所介護および第1号通所事業」

(3) 変更の締切日

みなし指定の事業者:平成30年3月31日まで

みなし指定ではない事業者:総合事業の新規指定のときまで

(4) 留意事項

平成29年度は、介護予防訪問介護・介護予防通所介護と総合事業とが両方存在します。

そのため、平成30年3月31日までは「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の記載を削除しないようにしてください。

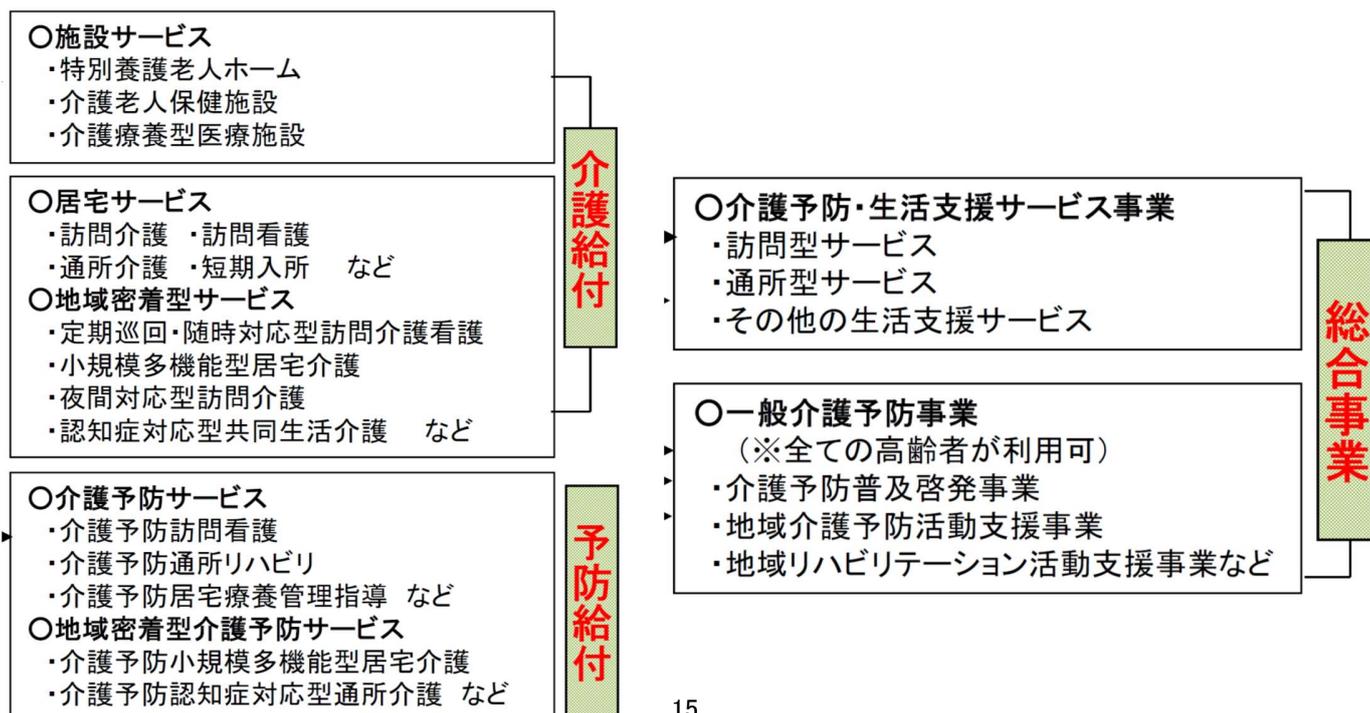
(5) 契約書・重要事項説明書

文言を変更する箇所が発生しますが、認定の更新等に伴い、訪問型・通所型サービスを提供する際に、変更箇所のみを記載した書類を交付、説明し、覚書等を取り交わすことで足りることとします。

状態区分別一覧

	認定を受けていない 一般高齢者	事業対象者	要支援1・2		要介護1～5
		総合事業の サービスのみを 利用	総合事業の サービスのみを 利用	予防給付の サービスを利用	介護給付の サービスを利用
利用の可否	介護給付	×	×	×	×
	予防給付	×	×	未利用	○
	総合事業	×	○	○	×
	一般介護予防事業	○	○	○	○
支給限度基準額	—	5,003単位	要支援1 要支援2	5,003単位 10,473単位	16,692単位 ～36,065単位
ケアプラン	—	介護予防ケアマネジメント		介護予防サービス計画	居宅サービス計画
ケアプラン作成事業所	—	地域包括支援センター		指定介護予防支援事業所	指定居宅介護支援事業所
居宅介護支援事業所への委託の可否	—	○	○	○	—
報酬等請求先	—	国民健康保険団体連合会（現行と同様）			

サービス区分一覧



総合事業関連ホームページ

- つがる市ホームページ(介護保険)[総合事業に係る情報を今後、随時掲載予定]

<http://www.city.tsugaru.aomori.jp/fukusi/kaigo/kaigo01.html>

- 国ガイドライン、Q&A

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

- 介護保険最新情報 WAMネット(介護)

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/>